

## [事案 2019-167] 特約解除取消請求

・令和2年4月9日 裁定終了

### <事案の概要>

告知義務違反を理由に特約が解除されたことを不服として、特約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

平成30年2月に前立腺がんの生検を目的に入院したため、平成24年10月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、PSA検査歴および尿管結石の既往症等について告知していなかったことを理由に、平成29年2月に付加した入院延長給付特約が告知義務違反により解除された。しかし、以下等の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1)告知時、主な病歴をまとめた自作書面等を募集人に渡し、PSA検査の受診歴状況および数値等について詳しく説明したうえで、PSA検査は告知書のどこに書いたら良いか尋ねたところ、検査なので書かなくて良いと言われた。
- (2)告知書の記載欄におさまるような文章を募集人がパソコンで作成し、印刷して渡されたので、そのまま告知書に書いた。
- (3)尿管結石に罹ったことはなく、主治医からも尿管結石とは告げられていない。
- (4)告知義務違反による解除の除斥期間が経過してからの解除であるので、本解除は無効である。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人が主張しているような書面は見えておらず、申立人からPSA検査歴や既往症等について聞いたこともなく、不告知教唆をした事実はない。
- (2)募集人が、告知内容を作文し、紙に出力して申立人に渡した事実はない。
- (3)告知義務違反による解除権の除斥期間内に行われた解除であり、有効である。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人に告知義務違反が認められる一方、募集人の不告知教唆等は認められず、また、告知義務違反による解除の除斥期間が経過しているとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。